

# 令和3年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年10月25日(月曜日)
- 2 開催時間 午後2時00分開会 午後2時15分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館2階 2・3号室
- 4 出席委員 18名  

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳	9番・松木 一幸
10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲	13番・浅沼 博実
14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也
18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 6番・外川 守
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹  
北田主査 稲場主査 長根主査  
荒主任 武田主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 14番・只石 博幸 15番・一宮 敏昭
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

○議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員数は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。

○事務局（小浜事務局次長） 事務局。

御報告申し上げます。

本日の部会に、6番外川委員から、欠席する旨の届出がございましたので、御報告申し上げます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

14番只石委員、15番一宮委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

---

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし3ページでございます。

御審議いただきますのは所有権移転の4件で、地区の内訳は永山地区1件、江神地区2件、東旭川地区1件でございます。

内容でございますが、番号1番、3番及び4番は、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却、番号2番は譲受人へ贈与し、それぞれ経営の安定を図る案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし4ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上でございます。

---

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) ありませんということですので、第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長 (山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 (稲場主査) 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。  
本件の転用目的は、甲種農地において、住宅を建築するものであります。続いて、議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。  
申請地は旭川市東鷹栖支所から東へ約0.5kmに位置します。  
次に、資料6ページの土地利用計画図を御覧ください。  
申請地には住宅、住宅敷地、庭、駐車場、家庭菜園兼雪置き場及び通路が設置される計画です。  
審査の内容につきましては、資料7ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料9ページ及び10ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。  
以上でございます。

○議長 (山田 孝) それでは、議案第2号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) 議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

---

○議長 (山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 (北田主査) 事務局。  
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし10ページでございます。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が1件、賃貸借による利用権設定が5件でございます。

所有権移転の1件は東旭川地区で、集積面積は3.2ha、内容は農地保有合理化事業による北海道農業公社への売り渡しでございます。

利用権設定の5件につきましては、地区は全て西神楽地区で、集積面積は7.0ha、内容は全て利用権の期間満了による再設定でございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きます、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。  
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは11ページ及び12ページでございます。  
江神地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件、合計で5件の願出がありました。  
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号4番につきましては、地目が田であった農地から分筆された5筆が願出地となっており、現況は従前から雑種地であった4筆は農採地以外、従前から田であった1筆は農地であることを確認いたしました。  
また、番号1番ないし3番、並びに5番の現況は、願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第4号についても「異議なし」と認め、証明することを決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。  
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは13ページないし21ページでございます。  
本件につきましては合計11件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、永山地区で3件、江神地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で5件となっております。  
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。  
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページでございます。  
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区1件、東旭川地区1件、合計で2件ございました。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員（平 克洋） 11番平です。  
いま報告がありました23ページの2番の土地と議案の3号の7ページにある面積がずれがあるんだけどどっちが正しいですか。

○事務局（荒 主任） 事務局。  
面積が違うことについて御指摘があったと思うんですけども、これについては、解約の方の面積については、契約した当初の契約書に記載がある面積を書いています。7ページの方の売買の方ですけども、当初賃貸借契約した後に土地が分筆されて面積が少なくなったので、その少なくなった方を売買するというので、それで面積が少なくなっているのさういうふうな違いがあるようになっております。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） よろしいですか。他にありませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なければ、第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。  
日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の25ページを御覧ください。

本件につきましては、東旭川地区で1件、西神楽地区案件により東神楽町で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

なお、名簿登録番号432番の経営形態「酪農・肉牛複合」は、旭川市農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施要領に定められていないものですが、旭川市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示されている「優良事例を踏まえた営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」に照らし、当該経営形態において適切な経営面積が確保されていると判断できたことから、あっせん候補者名簿に登録いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件は全て終了いたしました。  
これもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を閉会いたします。